

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する建設工事および建設コンサルタント業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事一式および物品・役務については、この限りではない。

(対象)

第2条 この要領の対象となる建設工事等は、予定価格130万円を超える建設工事および予定価格50万円を超える測量・建設コンサルタント業務委託とする。

(定義)

第3条 この要領において設計違算とは、単価および歩掛等の適用誤り、数量の差異または費用の計上漏れ等により設計金額に変更が生じるものをいう。

(設計違算の報告および対応)

第4条 設計を担当する所属の長（以下「設計担当所属長」という。）は、設計違算が生じたときは、速やかにその内容を総務課長へ報告するものとする。

2 総務課長は、前項の報告を受けたときは、次条から第8条までに規定するところにより対応するものとする。

(入札開始前の対応)

第5条 入札の公告または指名通知を行ってから、開札する前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る質疑に対する回答期日までの間に設計違算があることが判明した場合であって、設計違算の内容および金額の誤りが設計金額の増減1%以内（以下「軽微」という。）であるときは、設計違算を訂正し、質疑に対する回答期日までに当該訂正内容等を入札参加者に通知することにより、入札を続行することができる。

(落札決定前の対応)

第6条 開札後、落札決定前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を無効とする。ただし、落札候補者に変更が生じず、かつ、金額の誤りが軽微である場合であって、当該落札候補者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

(契約締結前までの対応)

第7条 落札者の決定後、契約締結前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。ただし、落札者に変更が生じず、かつ、金額の誤りが軽微である場合であって、当該落札者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により、落札者の決定を取り消した場合において、当該落札決定を取り消された者が損害を受けたときは、契約締結に係る損害の賠償を本町に請求することができる。

(契約締結後の対応)

第8条 契約締結後に設計違算があることが判明した場合は、原則として、当該契約の相手方との合意により契約を解除するものとする。ただし、当該契約の履行状況等により契約を解除しがたい場合は、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、当該契約の相手方は、契約の解除によって生じた損害の賠償を本町に請求することができる。

(原因および対策の報告等)

第9条 設計担当所属長は、設計違算が生じたときは、その原因を調査するとともに、再発防止策を講じたうえで、その内容を顛末書により総務課長へ報告するものとする。

(その他の対応)

第10条 第6条ただし書き、第7条第1項ただし書きおよび第8条第1項ただし書きの規定により、入札または契約を有効とした場合は、落札金額で契約を締結のうえ、訂正した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。